自主避難者に係る住宅支援

平成27年12月6日

京都府防災・原子力安全課

1　みなし仮設住宅の供与期間

■福島県からの要請

〇避難指示区域からの避難者

避難指示解除の見通しや復興公営住宅の整備状況により今後判断する

〇避難指示区域外からの避難者（自主避難者）

平成29年3月末で終了し、**新たな支援策へ移行**※

ただし、地震・津波被害による避難者は公営住宅の整備状況等により個別に判断する

一方、京都府・京都市は、避難元県からの要請に関わらず、入居日から6年以内に入居期間の延長を決定

（H29.4以降の延長部分は京都府・市の独自措置）

※新たな支援策（福島県）

■移転費用の支援

平成29年3月末までに**福島県内の自宅等へ移転する世帯**に移転費用の一部を補助

県外からの移転	10万円（単身世帯は5万円）
県内からの移転	5万円（単身世帯は3万円）

■民間賃貸住宅家賃の支援（検討中）

平成29年4月からの**供与期間終了後も民間賃貸住宅で避難生活を継続する**ことが必要で低所得等の**一定の要件に該当する世帯に家賃の一部を補助**

補 助 率：対象期間に応じて段階的に引き下げ
対象期間：2年程度

２　京都府営・市営住宅への優先入居制度

府営住宅・市営住宅について、一般募集とは別に特別の事情のある方が優先的に入居できるよう公募を行う制度

＜対象者＞

子ども・被災者支援法の対象地域（避難指示区域を除く福島県中通り、浜通り）に震災発生時に住んでおられた方

※府営住宅については、府内に居住又は勤務の方に限り、会津地方も含めた福島県全域に対象者を拡大

＜資　格＞

住宅困窮要件や収入要件、連帯保証人がいること等の審査が必要

＜募集時期＞

住宅の空き状況を踏まえた上で随時募集時期を設定

※今年度は、まず府営住宅において平成28年2月頃実施の予定

＜留意事項＞

〇優先募集と一般募集を併せて行う場合、**それぞれ1戸ずつまで同時に申し込めます。**

〇優先入居制度には、**一度落選しても次回も申し込めますが、実施回数には限りがあります（原則みなし仮設供与期間内）。**

〇優先入居制度は空家について実施するため、現在みなし仮設として府営・市営住宅にお住まいの方でも**現在お住まいの部屋に住み続けることはできません。**

〇**入居後は、家賃等の負担が発生します。**

注 意 ！

・府営住宅・市営住宅の優先入居制度に**提供できる住宅や提供戸数には限りがあります。**

・定住を希望される方は早い時期からの住居探しをお勧めします。

３　その他の住宅関係機関

■UR都市機構 UR京都営業センター

京都市中京区烏丸御池下ル 井門明治安田生命ビル1F

０７５－２５５－０４９９　　休日：水曜日

受付時間：９:３０～１８:００

■京都府宅地建物取引業協会

０７５－４１５－２１２１　相談日：毎週火曜・金曜日

受付時間：１３:００～１５:３０

■全日本不動産協会京都府本部

０７５－２５１－１１７７　　休日：土日祝

受付時間：９:３０～１７:３０